（資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第二十五条　資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて準用銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第十一条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二十六条　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「第七号」を「第八号」に改め、同条第三号中「、第五号及び第六号」を「、第四号、第六号及び第七号」に、「第二十条第二項第三号ハ」を「第二十条第二項第三号ハ、ニ」に改め、同条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の六十八第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十条第二項第三号ハ中「から第五号まで」を「、第五号及び第六号」に改め、同号に次のように加える。

ニ　新たに役員となった者の婚姻前の氏名を当該者の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十条第三項第一号中「第十二条第六号又は第七号」を「第十二条第七号又は第八号」に改める。

（特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正）

第二十七条　特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号に次のように加える。

ニ　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の八十六第一項の書類に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四条第二号を次のように改める。

二　個人であるときは、次に掲げる書類

イ　履歴書

ロ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ハ　個人の婚姻前の氏名を当該個人の氏名に併せて法第百五十六条の八十六第一項の書類に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該個人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第六条第二号ロに次のように加える。

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて届出書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第六条第三号に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・法務省令第一号

電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）を実施するため、電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　岩城　光英

電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令

電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府令・法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「法第五十二条第一項の指定申請書には、同項各号」を「指定申請書（法第五十二条第一項の指定申請書をいう。次項第三号の二及び第五号の二において同じ。）には、法第五十二条第一項各号」に改め、同条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて指定申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十三条第二項第二号中ニを ホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて前項の書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十三条第二項第三号に次のように加える。

ハ　会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて前項の書面に記載した場合において、ロの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十五条第三項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　特定合併後の電子債権記録機関の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて合併認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面